

窓口で本人確認を行っています

第三者による虚偽の届出や証明書等の不正な請求を防ぐため、窓口に来た方の本人確認を行っています。届出や請求の内容に応じて、次のような本人を確認するための書類が必要です。

なお、マイナンバー（個人番号）制度開始に伴い、平成28年1月以降、役場や勤務先、金融機関等で12桁のマイナンバー（個人番号）を記入する際にも本人確認が必要です。

戸籍の届出（婚姻や離婚など）、住民異動届（転入や転出など）、戸籍謄抄本等の交付請求、国民健康保険に関する届出（加入の手続き、被保険者証の再交付申請など）

公的機関が発行した顔写真付の書類を1点確認します。

公的機関が発行した顔写真付の書類がない場合は、公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類を2点以上確認します。

住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の交付請求

公的機関が発行した顔写真付の書類又は公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類を1点確認します。

印鑑登録申請

公的機関が発行した顔写真付の書類を1点確認します。

本人以外による代理申請や公的機関が発行した顔写真付の書類がない方の申請は、申請方法が異なりますので、町民課住民担当にお問合わせください。

マイナンバー（個人番号）を記入する書類の提出

マイナンバー（個人番号）を記入するときの本人確認は、マイナンバー（個人番号）の確認+身元確認を行うこととなっています。

①通知カード（又はマイナンバー（個人番号）の記載された住民票）でマイナンバー（個人番号）の確認を行う場合

身元確認のために、公的機関が発行した顔写真付の書類を1点、公的機関が発行した顔写真付の書類がない場合は、公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類を2点以上確認します。

②マイナンバー（個人番号）カードを提示した場合

マイナンバー（個人番号）確認及び身元確認を個人番号カード1点で行うことができます。

！！知らない会社から、電話でマイナンバーを聞かれることはありませんのでご注意ください！！

公的機関が発行した顔写真付の書類の例

運転免許証、旅券、マイナンバー（個人番号）カード、顔写真付の住民基本台帳カード、在留カード

公的機関などが発行した住所・氏名・生年月日が記載されている書類の例

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、顔写真付でない住民基本台帳カード

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線126

「除雪にご協力ください」～秩父県土整備事務所からのお願い～

秩父県土整備事務所では、秩父地域の延長約390kmの国道及び県道を管理しています。

降雪時には、地元約30社の建設業者が昼夜問わず除雪を行いますので、以下の点について皆様方のご協力をお願いします。

●出入口の除雪にご協力をお願いします。

玄関や車庫前など出入口に、重機で除雪した雪がどうしても残ってしまうことがありますが、皆様のご協力をお願いします。また、ご近所など地域で助け合いをお願いします。

●私有地の樹木は日頃から手入れをお願いします。

樹木が雪の重みで倒れ、道路をふさぐことがあります。日頃から、庭木や樹木、特に竹林の手入れをお願いします。

●不要不急の外出を控えてください。

●路上駐車はしないでください。

●通学路など歩道の除雪について、地元のご協力をお願いします。

問合せ 秩父県土整備事務所 ☎22・3715